

本法案は左記の如く修正せらるることとを望む尚ほ本法を以て其運用を完からしめんが爲には労働組合を公認し其健全なる發達を期せらるべからばと認め

一、法案第一條中「當事者の請求なき場合」と雖も行政官廳に於て必要ありと認めたるとき亦同じと前記

理由 同盟罷業又は工場閉鎖の如き直接重大なる社會的影響ある紛擾を生ぜたる場合に於ては行政官廳を以て任意に労働争議に干渉し調停手続を開始

すべきを得むべきをき動動出せし當當事者をして組織の措置を執り會機管を失せしむる虞あり且本法案の如く調停の結果に何等の法律的拘束力を有せしめたる制度に於て當事者一方の請求を以て候た

すして官憲の専断に依り調停手続を開始することを得しむるが如きは妥當なりと謂ふべからざるを以てなり

二、第十九條を削除すること

理由 本條は治安警察法第十七條の撤廢を前提としたるものにして従て争議調停中に於ける同盟罷業又は工場閉止に關しては當事者に對しては何等の制限を設けざるに拘らば單に公益事業たるが故を以て第三者の勸誘行為を處罰せんとすは其理由を發見するに甚むを以てなり

三、第二十三條を削除すること

理由 第十九條削除の結果あり
右本會理事會の決議を経て提出候也